

1 指導監査を通じた留意事項について

高崎市 福祉部指導監査課

1

1 指導監査の種類

介護保険サービスの指導監査の目的

「サービスの質の確保」＋「保険給付の適正化」

①集団指導

②運営指導
(実地指導)

③監査

2

① 集団指導

保険制度の改正内容、報酬の算定方法、問題事例等について、一定の場所に集めて講義形式により周知徹底を行う。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、オンラインでの動画配信等により行うこともできる。

② 運営指導（実地指導） ※令和4年度から名称変更

基準条例や報酬告示等を満たしているかどうか、原則、事業所に赴き、関係書類の調査や関係職員へのヒアリングにより行う。

運営状況が基準に適合しない場合は、改善を指導する。また、介護報酬の算定要件を満たしていない等の理由により、誤った請求となっている場合は、過誤調整による返納を指導する。

【運営指導の重点】

以下の事項を重点的に確認する。

- ①基準条例に規定する人員基準を満たしているか。
- ②サービスの提供に当たって、「自立支援」及び「人格尊重」を基本方針とし、ケアプラン作成からサービス提供までの一連のプロセスを適切に行っているか。
- ③報酬告示等に基づき介護報酬の請求を適切に行っているか。
 - ・人員基準欠如、定数超過利用に該当していないか。
 - ・基本報酬の算定に当たって、算定基準を満たしているか。
 - ・加算の算定に当たって、加算要件を満たしているか。

③監査

著しい基準違反及び報酬の不正請求が疑われた場合などに当該違反等の事実確認のために行う。

調査方法として、①報告、②帳簿書類の提出・提示、③出頭命令、④質問検査、⑤立入検査がある。

2 本市の運営指導

【実施頻度】

3年を標準として定期的には実施していますが、過去の指導における指摘の数、苦情の有無、集団指導の出席状況等を総合的に考慮して、連続して実施する場合があります。

【調査方法】

事前提出資料の「自主点検表」で網羅的に確認します。

※「事前提出資料」は、高崎市HPに掲載しています。

トップページ>「事前提出資料」で検索してください。

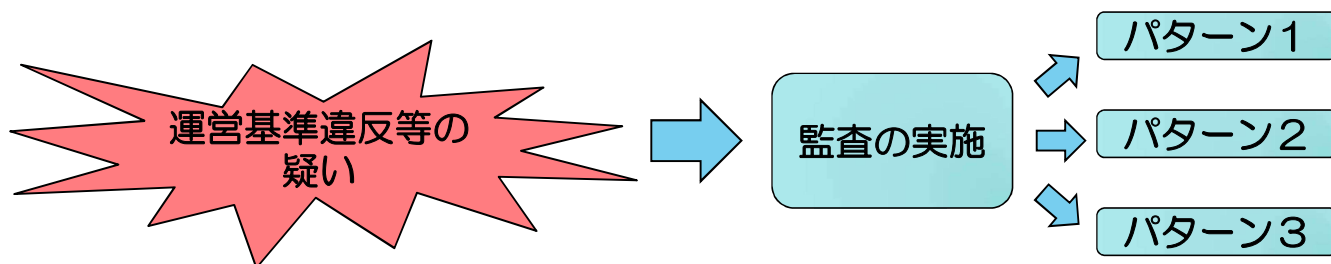
【当面の方針】

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実地での指導を見合わせ、書面指導のみ実施しています。

実地での指導を希望する場合は、指導監査課へご相談ください。なお、希望の有無にかかわらず、必要に応じて実地での指導を行います。

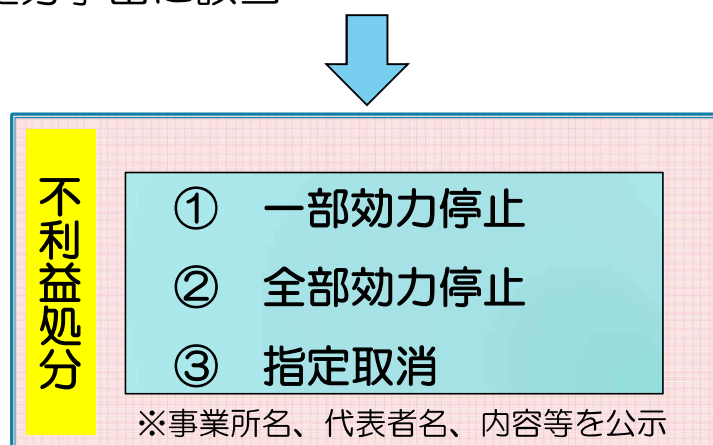
3 監査の概要

監査は、著しい基準条例違反及び不正請求等が疑われた場合に実施しますが、違反の事実が確認された場合は、違反の程度によって次のとおりとなります。



パターン1

不正請求、人格尊重義務違反又は重大かつ明白な基準違反等の介護保険法の処分事由に該当



パターン2

- ・ 人員基準違反
- ・ 設備基準違反
- ・ 運営基準違反1



期限を定めて改善勧告

※期限内に勧告に従わない場合は公表

正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったとき



不利益処分

- ① 一部効力停止
- ② 全部効力停止
- ③ 指定取消

※事業所名、代表者名、内容等を公示



命令に従わないとき

期限を定めて改善命令

※併せて公示

11

パターン3

- ・ 人員基準違反
- ・ 設備基準違反
- ・ 運営基準違反

※勧告に該当しない場合



- ① 文書指摘
- ② 口頭指摘

12

全国の居宅介護支援事業所に対する行政処分の主な事例

処分内容	処 分 理 由
指定取消	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの記録を行っていなかった。 ・運営基準減算に該当するにもかかわらず、減額せずに請求した。 ・実地検査において、虚偽のモニタリング記録を作成し、提出した。
指定取消	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に併設する住宅型有料老人ホームの入居者に対して、同一法人が運営する訪問介護事業所によるサービスを、居宅サービス計画に反し過剰に利用させていた。 ・上記の訪問介護事業所が居宅サービス計画に沿ってサービス提供していないことを認識しながら、居宅サービス計画を変更せず、また、これを正当なサービス提供実績として給付管理を行った。 ・監査において、虚偽の記録を提出した。
一部効力停止6月	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の居宅訪問やサービス担当者会議を行っていなかった。 ・運営基準減算に該当するにもかかわらず、減額せずに請求した。

4 虐待の防止

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義

- ① **身体的虐待**：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② **介護・世話の放棄・放任**：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ **心理的虐待**：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ **性的虐待**：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ **経済的虐待**：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

全国の虐待行為による行政処分の主な事例

サービス種別	処分内容	処 分 理 由
居宅介護支援	指定取消	・利用者の財産を不当に処分し又は不当に財産上の利益を得ようとした。
認知症対応型 共同生活介護	一部効力停止 6月	・介護従事者が、入所者に対して叩く、蹴る、羽交い絞めにして引きずる等の身体的虐待を行った。 ・高齢者虐待を適切に防止する措置を怠った。 ・高齢者虐待のおそれのある事実として、市町村へ通報することを怠った。
訪問介護	一部効力停止 3月	・必要性を十分に検討しないまま、四肢を固定するなどの過剰な身体拘束を実施した。

令和3年度の介護保険制度改正により、全ての介護サービス事業者を対象に、

- ① 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催
- ② 指針の整備
- ③ 研修の実施
- ④ 担当者を定めること

が義務付けられました。（令和6年3月31日までは経過措置期間）

高齢者虐待は、介護保険法・基準条例の基本理念である「人格尊重義務」に反し、**指定取消等の行政処分の対象**となります。

(2) 高齢者虐待防止法の規定

① 高齢者虐待防止の措置義務 (要介護施設設置者・要介護事業を行う者)

以下の対応を行わなければなりません。

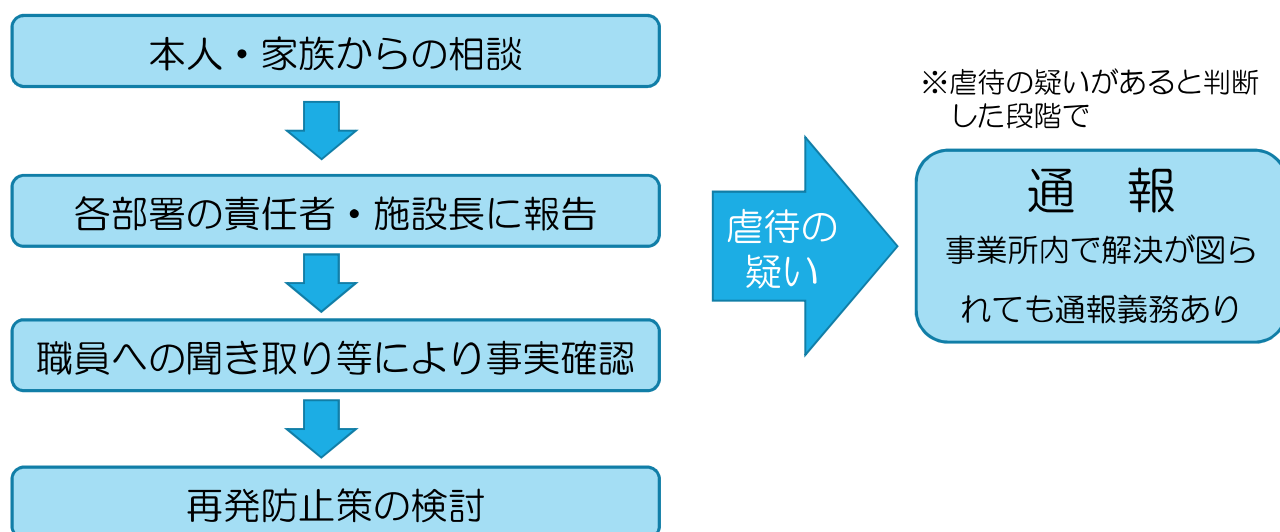
- ・ 従事者の研修実施
- ・ 苦情処理体制の整備
- ・ その他的高齢者虐待防止に資する措置

② 市町村への通報義務 (要介護施設従事者等)

自分が勤務する事業所等で、当該事業所等の従事者から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、危険の有無を問わず、市町村に通報しなければなりません。

17

不適切なケアが起こってしまった場合の対応（例）



18

もし虐待が起きてしまったら・・・

！ 隠蔽、虚偽報告は事態を悪化させ、事実が明白となった際には悪質と見なされます。

！ 速やかな初期対応（※）により透明性の確保、早期解決を図ることが重要です。

※事実確認、市町村への報告、個人の問題とせずに組織的な情報共有、原因分析・再発防止等

（3）事業所に求められる取組み

- ① 全職員を対象とした研修の実施
- ② 職員への支援体制の整備（ストレスマネジメント・メンタルケア等）
- ③ 事業所内で虐待（疑い含む。）が発生した場合、施設内で報告・通報しやすい体制を整備
- ④ 通報（虚偽及び過失によるものを除く。）は守秘義務違反にならないこと、解雇その他不利益な取扱いを受けないことを職員に周知
- ⑤ 事業所内で不適切なケアが起きてしまった場合の対応をマニュアル化